

調達要求番号：08-1-4026-2611-8504-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件名	プロパンガス	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	令和8年1月20日
		改正年月日	
		舞造補所需品管制科	

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、海上自衛隊舞鶴地方隊において調達する[プロパンガス]について適用する。

- a) **契約方式** 単価契約
- b) **期間** 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- c) **発注** 単価契約発注書（別紙第1のとおり。）をもって行なう。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）
- b) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）
- c) 消防法（昭和23年法律第186号）
- d) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）

2. 製品に関する要求

2.1 一般要求事項

この件は、1.2 a) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、液石法という。）等に基づき、海上自衛隊舞鶴地方隊各地区にプロパンガスを供給するものである。なお、履行場所及びボンベ設置箇所については、別紙第2のとおり。

- a) **予定数量** 4,598CZ (m³)
- b) **規格** プロパンガスは、液石法施行規則第12条に定める[い号液化石油ガス]以上のものとする。
- c) **容器等** プロパンガスの納入は、専用ボンベによるものとする。

2.2 その他の要求事項

- a) 専用ボンベは、高圧ガス保安法に定める容器検査がなされたものを使用する。
- b) 設置箇所には、受注者においてガス調整器及び検量器（メーター）等の供給設備を取付けるとともに、ガスボンベの転倒防止の処置を講ずるものとする。
- c) 定期的に設置箇所（舞鶴市余部下、北吸、浜、長浜、及び泉源寺）を巡回し、空ボンベの交換に努めるものとする。
- d) 受注業者は、次の資格等を有する者であること。

- 1) 液石法第3条の液化石油ガス販売事業の登録を受けていること。
- 2) 液石法第19条の業務主任者を選任し、かつ同条3項の講習を受けている従業員を有していること。
- 3) 液石法第29条の保安機関として認定を受けていること。
- 4) 液石法第38条の4の液化石油ガス設備士免状を有しており、かつ同条の9の講習を受けている従業員を有していること。

3. 保安業務

- 3.1 受注業者は、液石法第27条に基づく保安業務を行なうものとする。
- 3.2 供給設備は、受注者において液石法施行規則等に定める技術上の基準に適合するための措置をとること。
- 3.3 消費設備が液石法施行規則等に定める技術上の基準に適合しないと認める時は、遅滞なくその旨を監督官へ通知すること。
- 3.4 災害の発生防止に関しての技術的提案がある場合は、監督官へ通知すること。

4. 検査

4.1 検査の方法

- a) 使用量の確認は、受領検査官の立会の上、検量器により行なうものとし、毎月末を標準として実施する。
- b) 供給設備（検量器を含む。）の状況について確認する。

5. 提出書類

5.1 表のとおり。

表-提出書類

	書類名	部数	提出時期	提出先
1	液石法第14条書面	1	契約締結後	監督官
2	納品書	1	毎月末	検査官

6. その他

- 6.1 ポンベ交換及び保安業務等を行なう場合は、液石法、高圧ガス保安法、消防法、液石法施工規則等の関係法令を遵守し、安全に留意して行なうこと。
- 6.2 供給設備の設置又は撤去に関する届出等は、受注者の責任において行なうこと。
- 6.3 ポンベ設置箇所で、新設、変更及び廃止により、供給設備を新設または撤去する必要が発生した場合は、官側から通知し、受注者において新設または撤去を行なうこと。
- 6.4 この仕様に定めのない事項で疑義を生じた場合は、官側と協議するものとする。

発注年月日 _____

殿

(発注担当官)

印

契約番号	
発注番号	

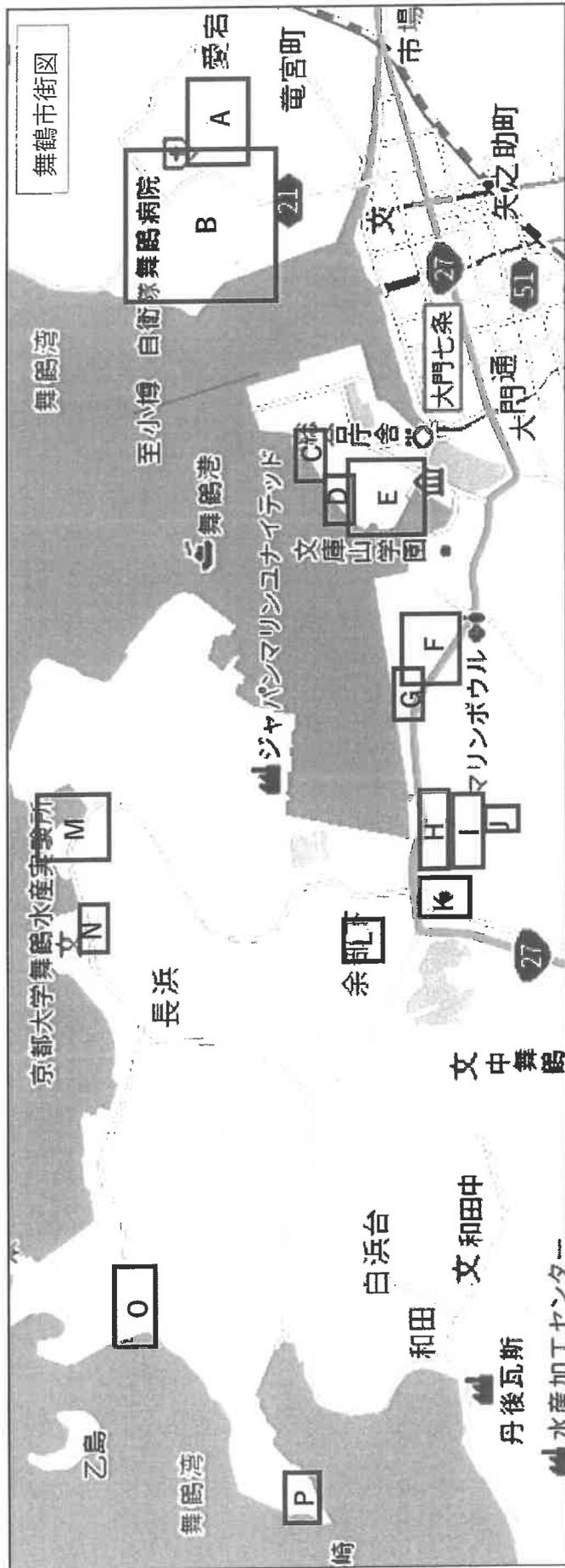
単 価 契 約 発 注 書

番号	件名・規格等	単位	数量	契約単価	小計	備考
						(履行場所・期限等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
				合計 (税込)		

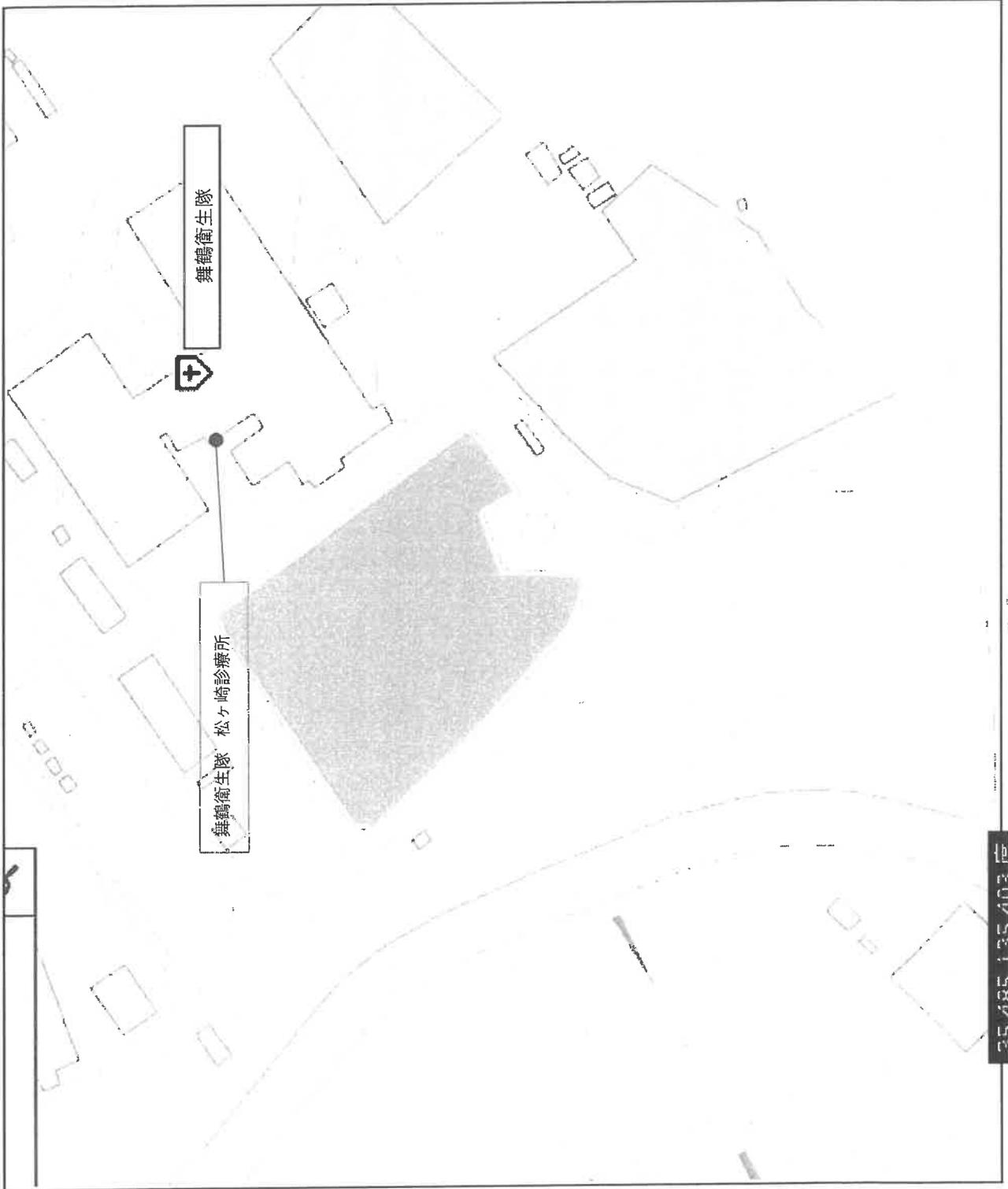
履行場所及びボンベ設置箇所一覧

履 行 場 所	ボンベ設置箇所 (設置数)
舞鶴地方総監部 総務課	(7) 給湯室, 当直室前, 広報事務室横, 副官室, 舞鶴体育館, 会議所, 会議所勝手口
舞鶴地方総監部 人事課	(2) 人事課, 人事課2庁舎
舞鶴地方総監部 施設課	(3) 施設課, 総監部ボイラ室, A岸ボイラ室
舞鶴地方総監部 援護業務課	(1) 援護業務課
舞鶴地方総監部 経理課	(1) 経理課
舞鶴衛生隊	(1) 松ヶ崎診療所
舞鶴教育隊	(4) 総務科, ボイラ室, 給食×2
舞鶴艦隊基地隊 (旧 舞鶴基地業務隊)	(5) 総務科, 会計科, 厚生科(給養), 車両科, 警衛所,
舞鶴艦隊基地隊 (旧 舞鶴警備隊)	(3) 本部, 水中処分隊, A岸
舞鶴弾薬整備補給所	(7) 庁舎給湯室, 庁舎食堂, 庁舎風呂, 機雷整備科, 火工整備科, 整備工場, 白浜
舞鶴造修補給所 総務科	(2) 庁舎, 電算機室
舞鶴造修補給所 工作部	(12) 庁舎1階, 庁舎2階, 電気, 木工, 事務所, 内燃1, 内燃2, 機械, 鉄工, 電子1, 電子2, 電子3
舞鶴造修補給所 資材部	(3) 2科事務室, 小出庫, K-21
第4術科学校	(3) 庁舎裏, 屋内訓練場, 給養講堂
舞鶴水上訓練指導隊 (旧 舞鶴海上訓練指導隊)	(1) 舞鶴水上訓練指導隊
舞鶴地方警務隊	(1) 舞鶴地方警務隊

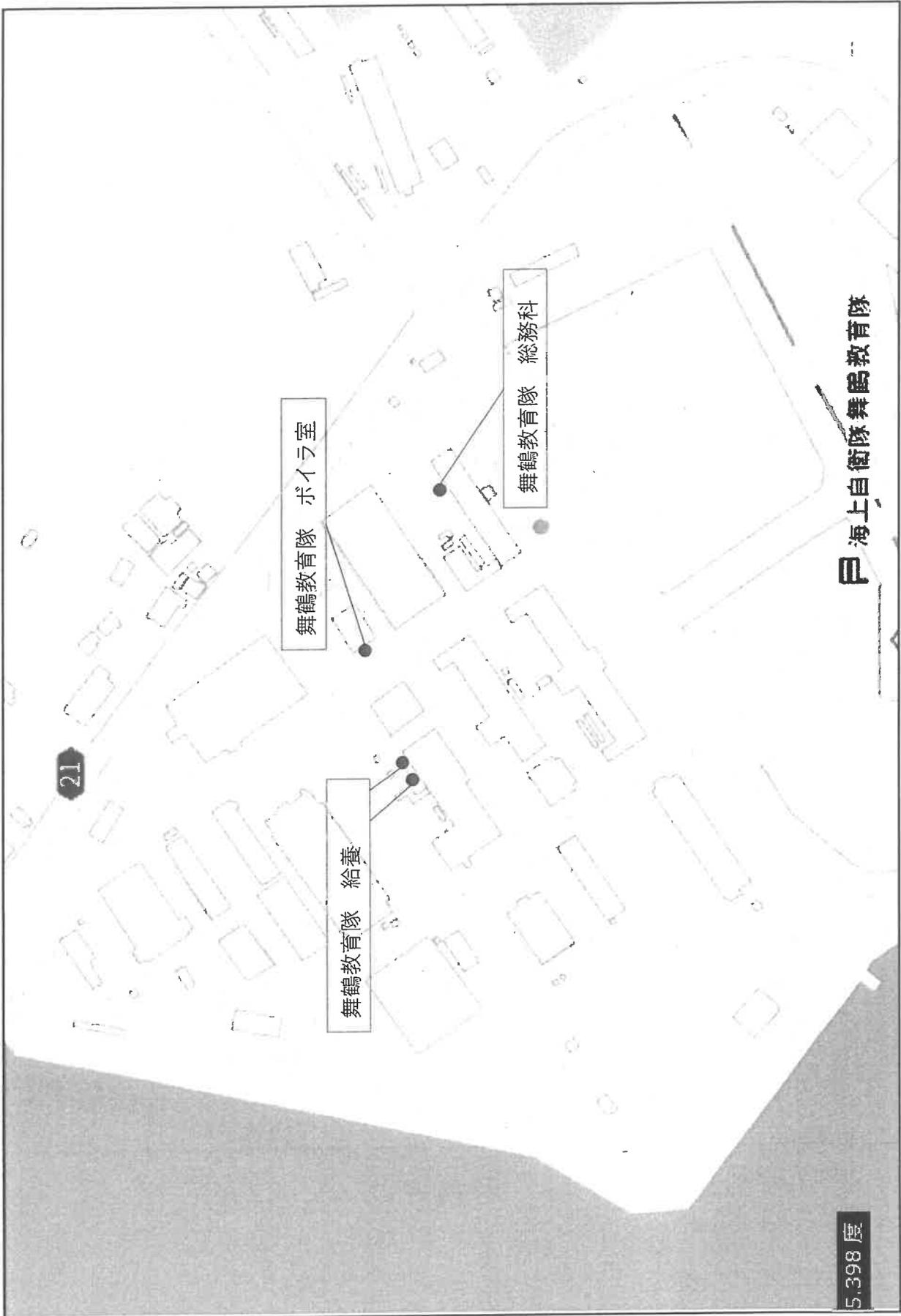
ポンベ設置箇所（地図）



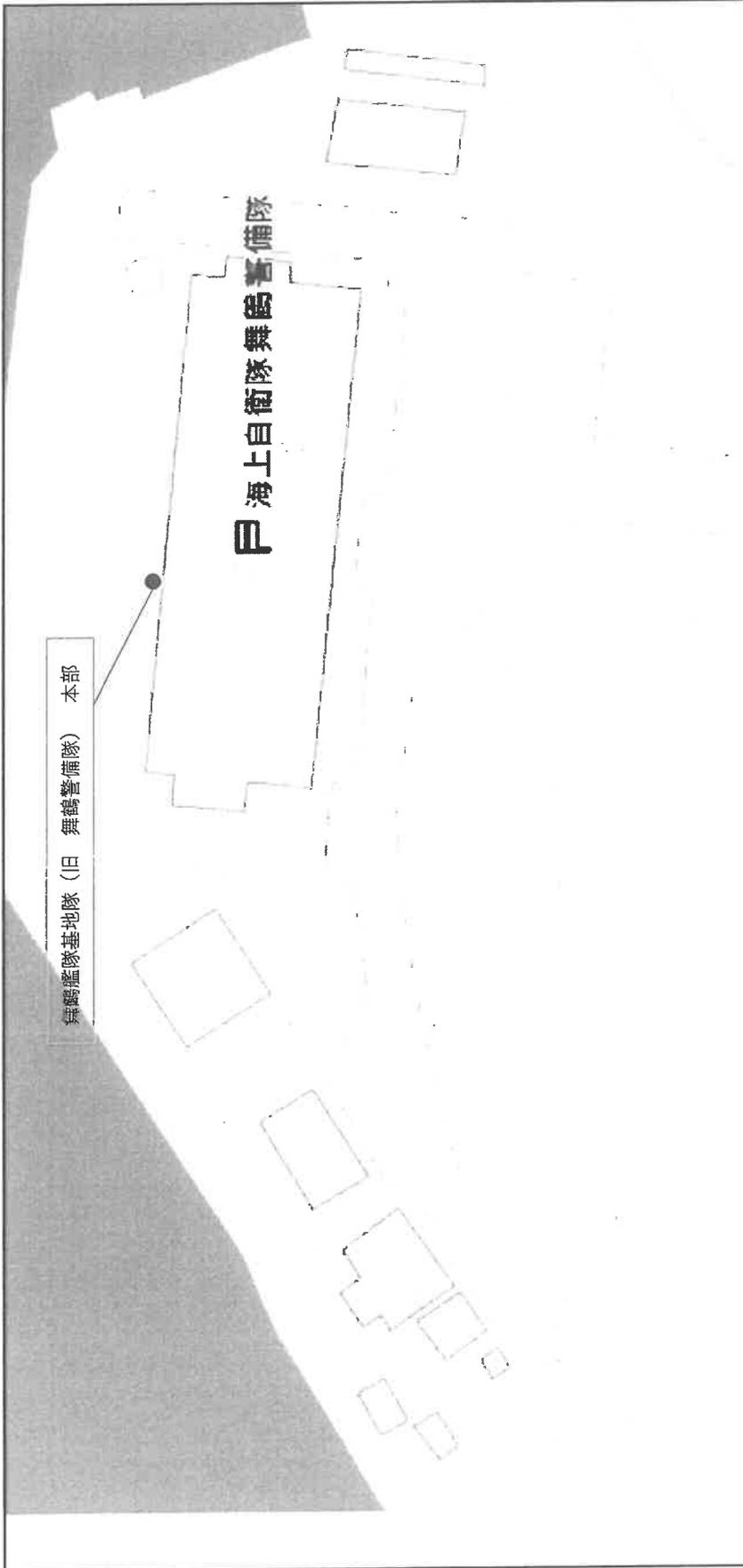
A



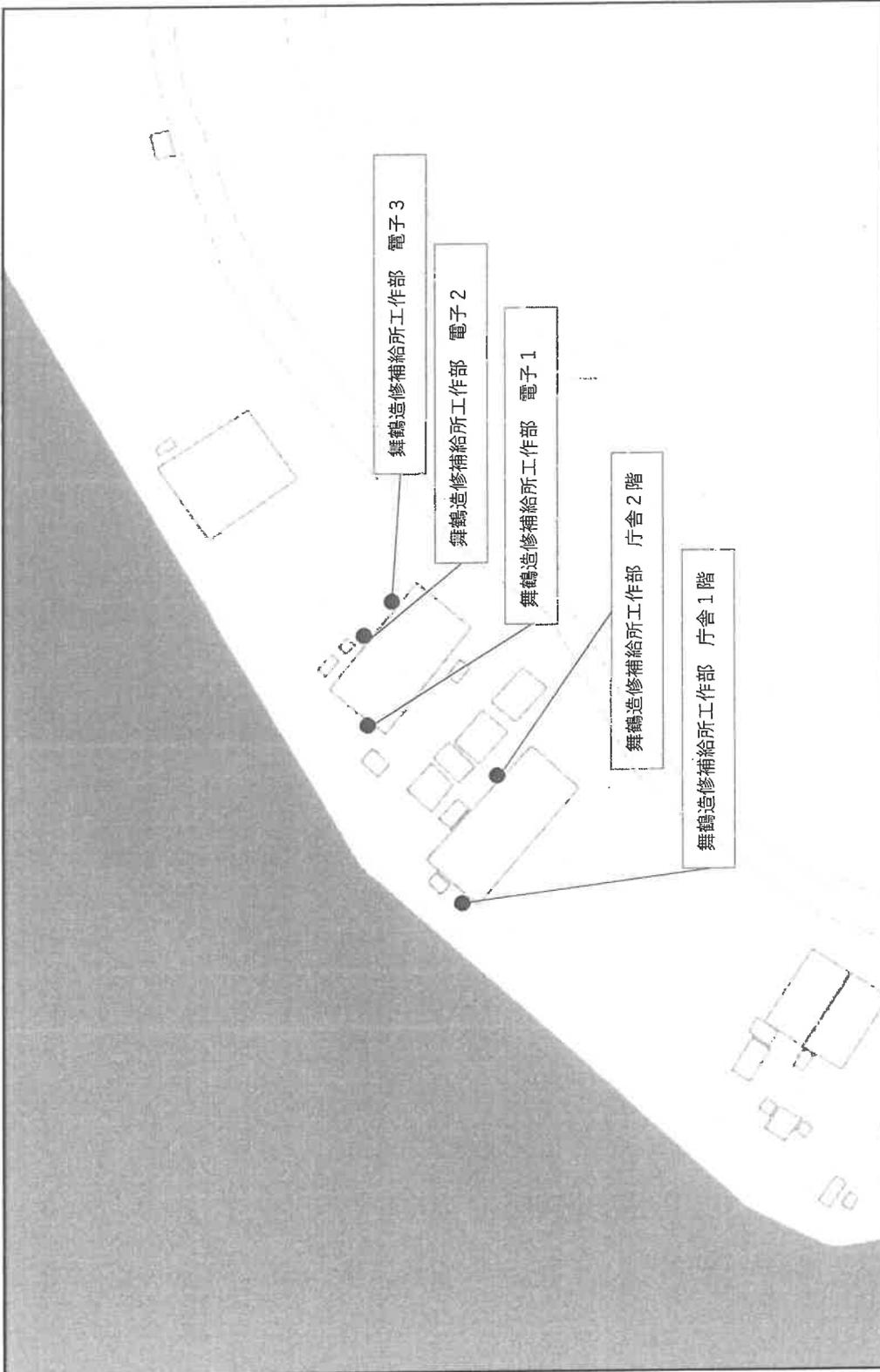
B



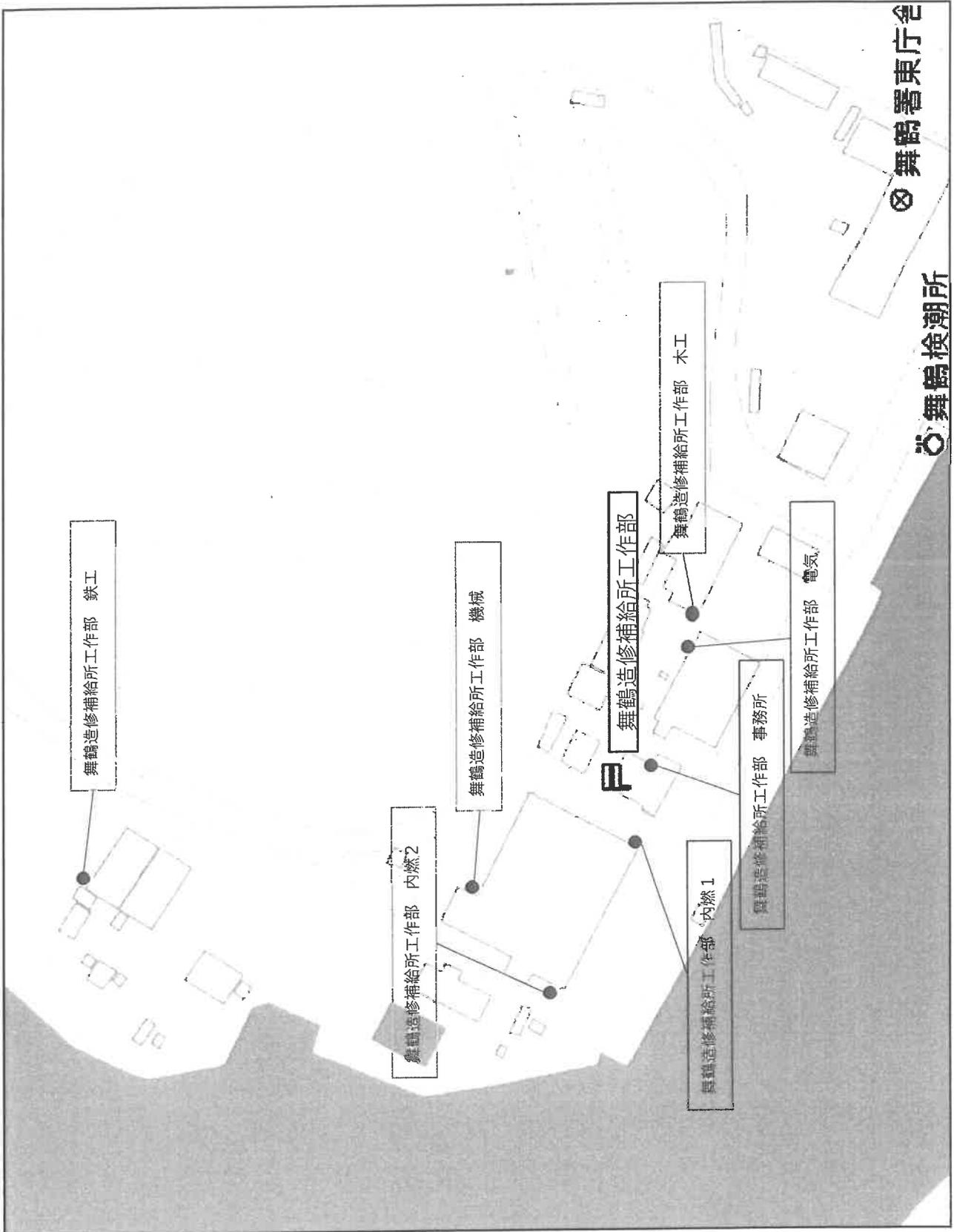
C



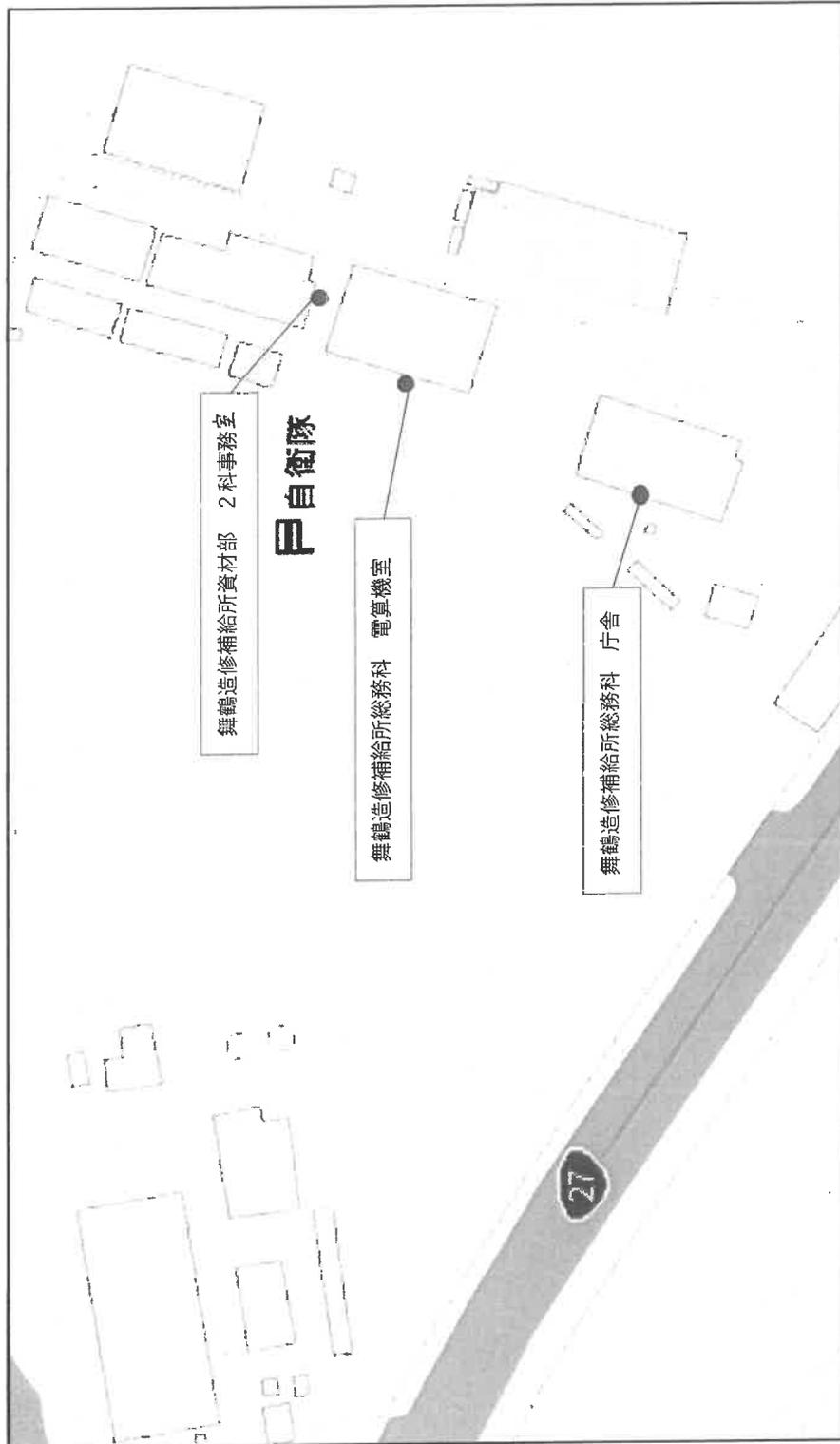
D



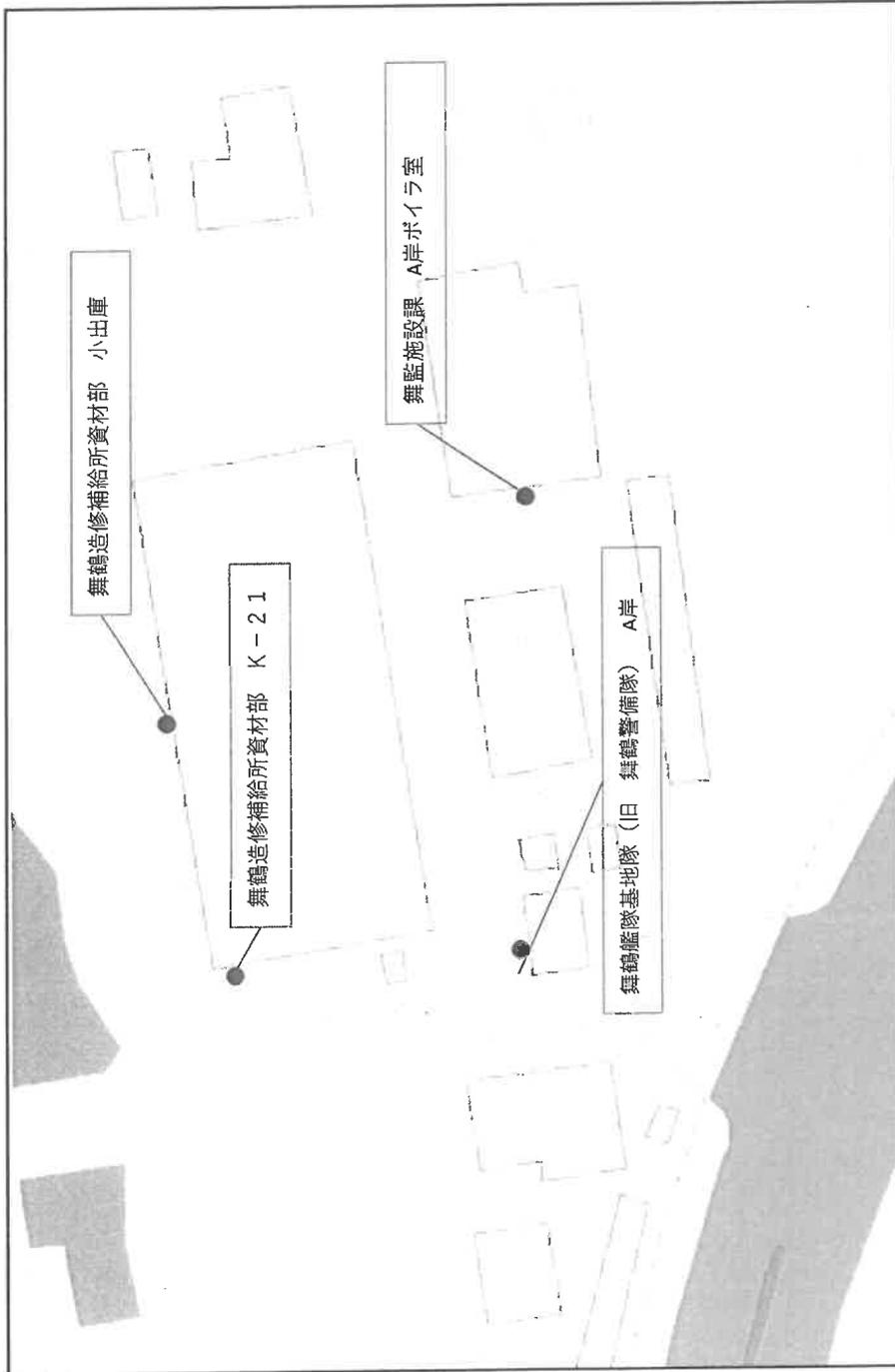
E



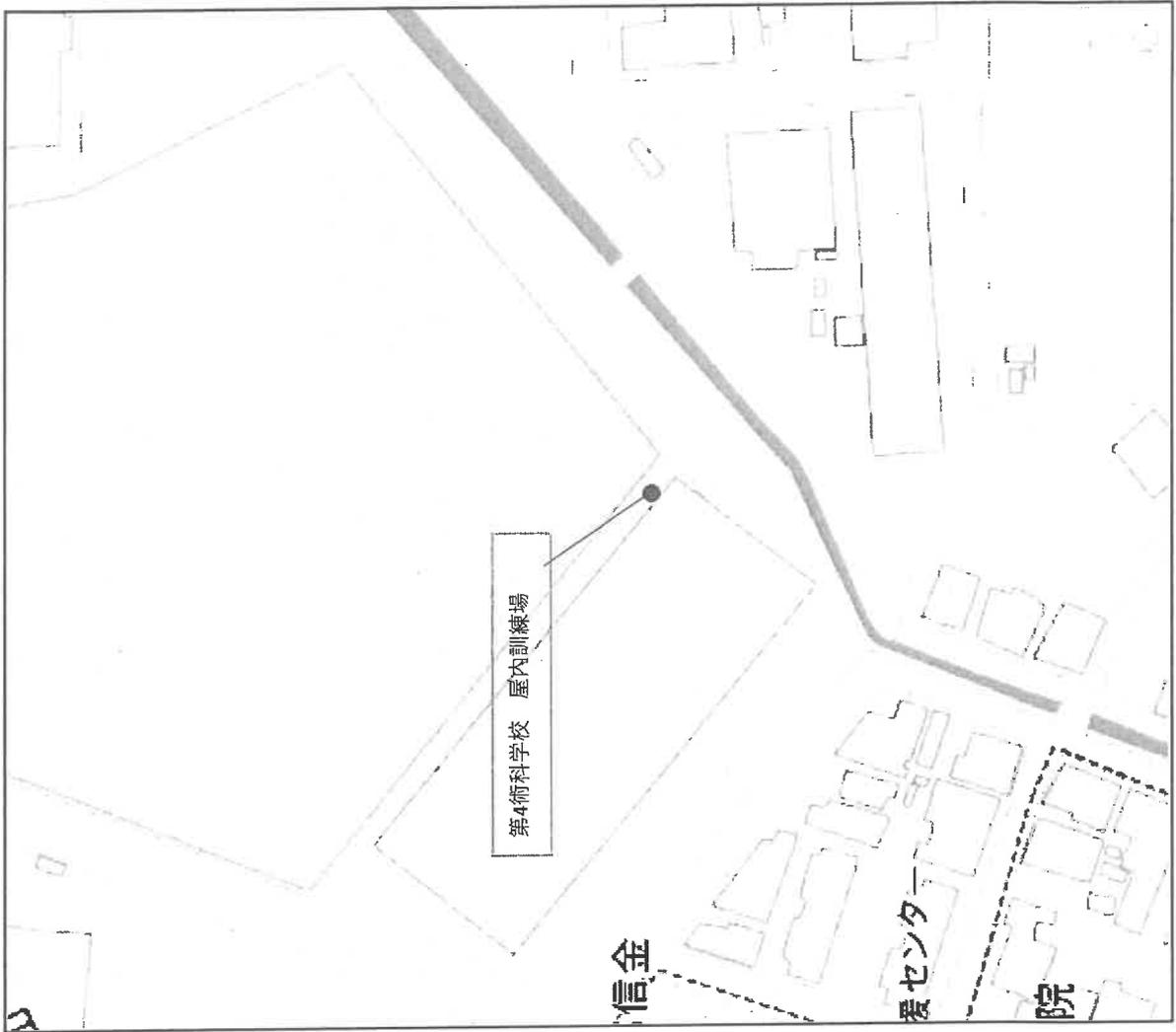
F



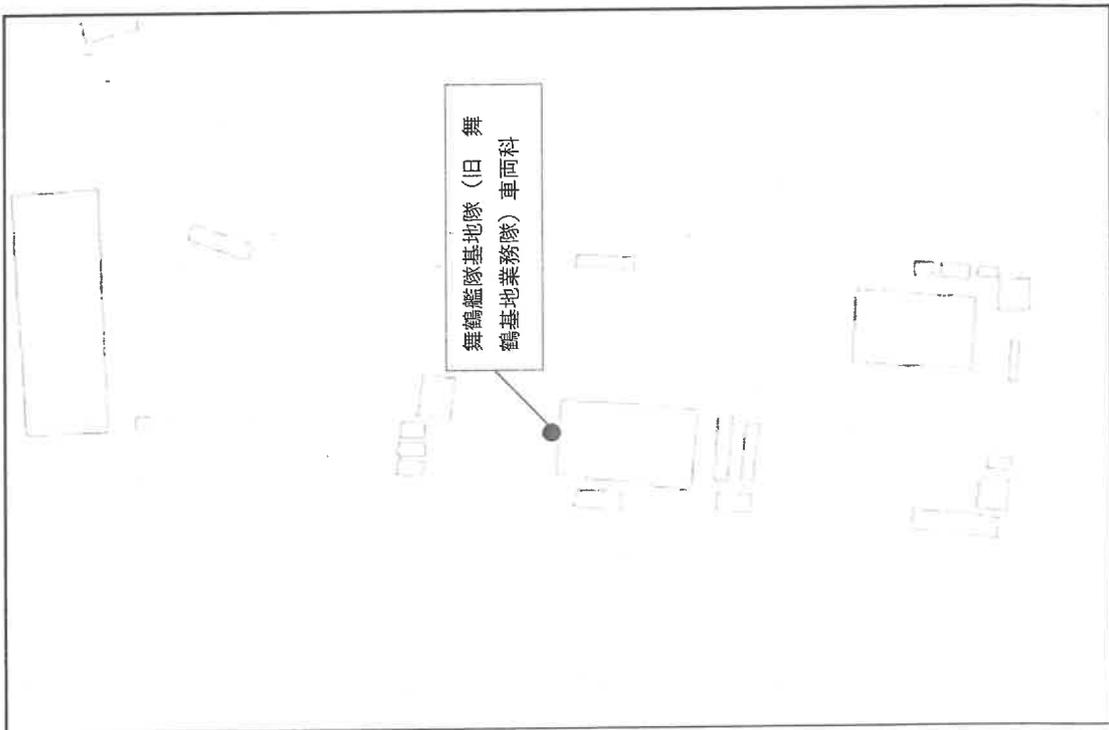
G



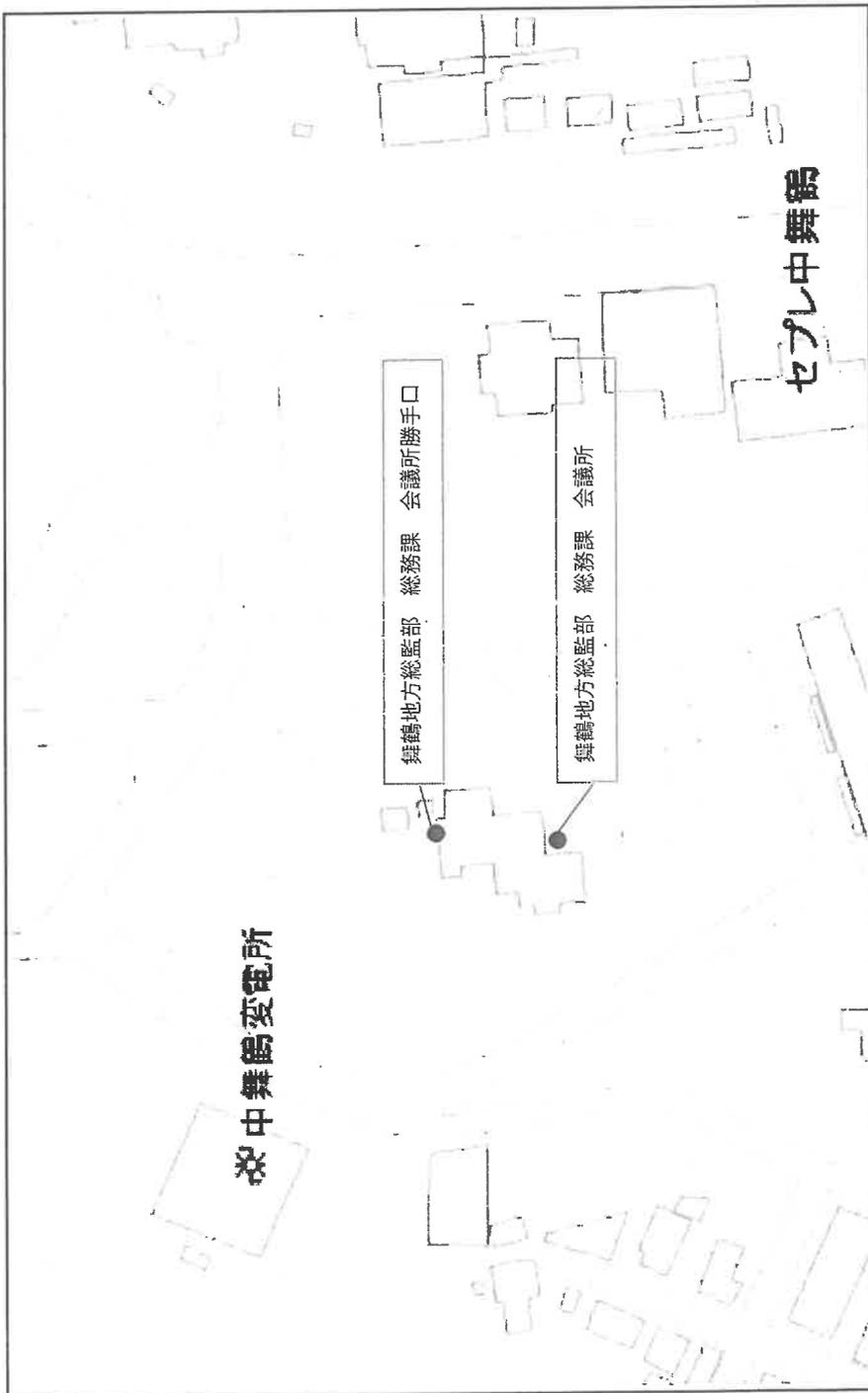
K



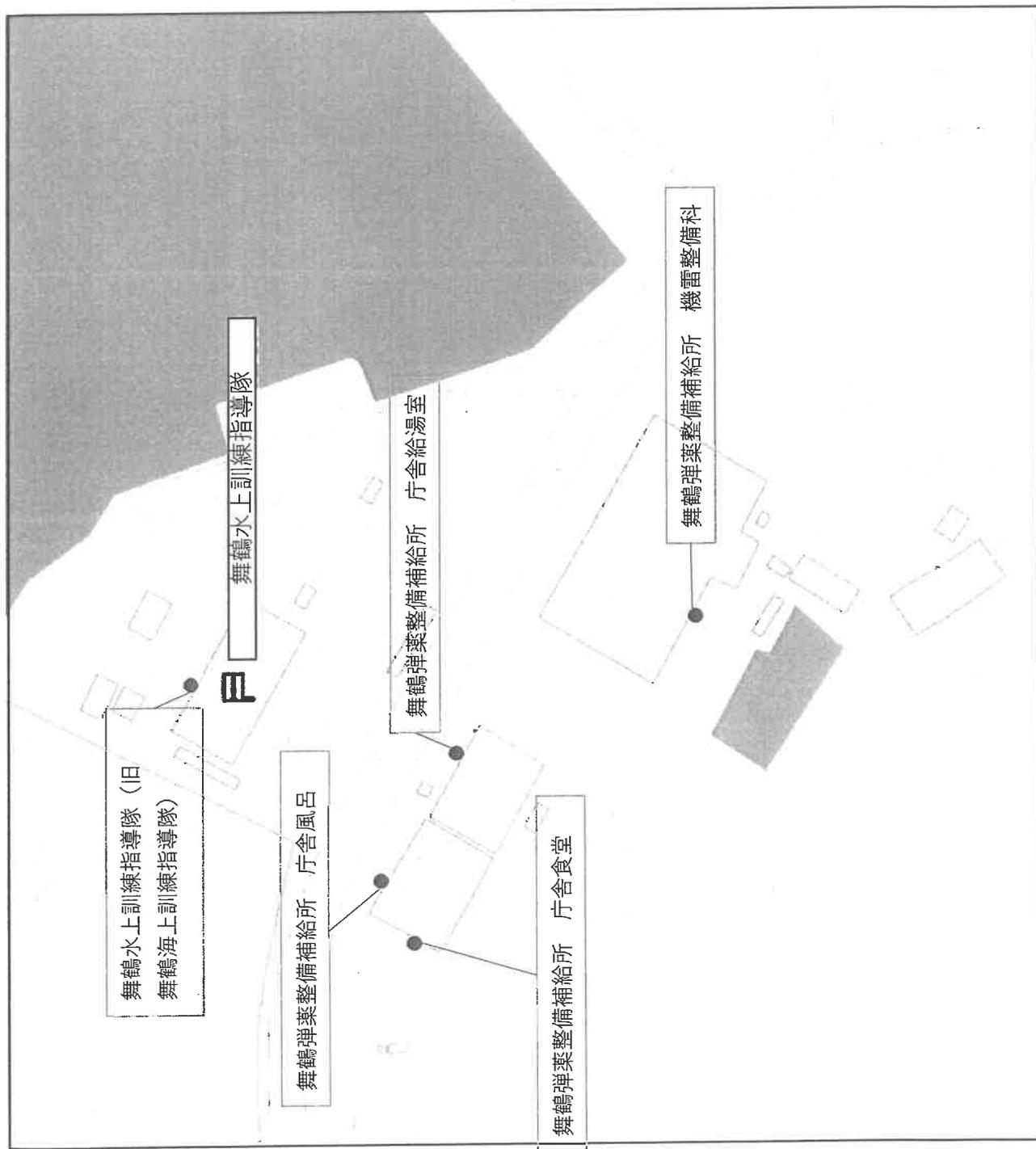
J



L



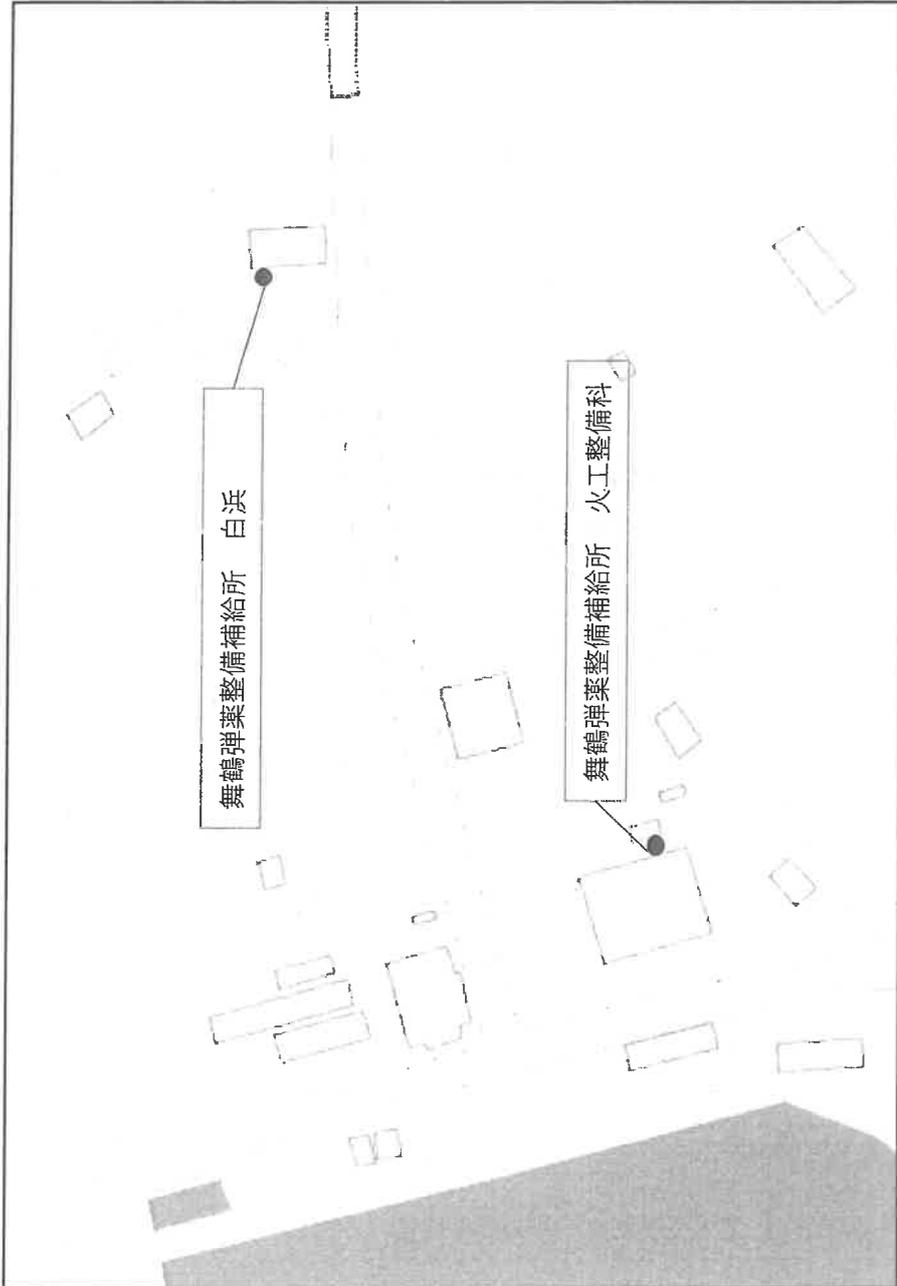
M



N



○



P

